

委 託 契 約 書 (案)

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度新潟県ツキノワグマ生息状況調査業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託名称：令和8年度新潟県ツキノワグマ生息状況調査業務委託
- （2）委託内容：本県に生息しているツキノワグマの生息状況調査等
- （3）委託場所：新潟県内一円

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年 月 日（）から令和9年3月19日（金）までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は（以下「委託料」という。）、次のとおりとする。
金 円うち取引に係る消費税額金 円

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(実績報告書の提出)

第10条 乙は、業務を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書(以下「実績報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、実績報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項の補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第13条 乙は、甲が前金払をすることが適当と認めたときは、甲の指示する手続きに従って前払金を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して15日以内に乙に前払金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) その役員等（役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約について疑義が生じた時又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約の成立を証するために、本書 2 通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する）。

令和 8 年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世 印

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適

切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提供を求めることができる。

(事後報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする